平成２９年（フ）第３２号
宮崎県延岡市北川町川内名2860番地２
破産者　尾辻　克彦
1　破産債権の届出期間　平成30年２月23日まで
2　一般調査期日　平成30年４月９日午後２時
平成30年１月19日　宮崎地方裁判所延岡支部

平成２９年（フ）第１６号
栃木県栃木市大平町富田385番地１　グリーンパーク大平Ｂ205、開始決定時の住所栃木県栃木市今泉町２丁目７番10号
破産者　潮田　和久
1　破産債権の届出期間　平成30年２月28日まで
2　一般調査期日　平成30年４月27日午前10時
平成30年１月18日
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２９年（フ）第１４４２号
大阪市淀川区西中島３丁目19番15号
破産者　株式会社レジエ
1　破産債権の届出期間　平成30年２月28日まで
2　一般調査期日　平成30年４月23日午後２時
平成30年１月18日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１４４３号
大阪市阿倍野区阪南町１丁目41番22号
破産者　酒井　忠通
1　破産債権の届出期間　平成30年２月28日まで
2　一般調査期日　平成30年４月23日午後２時
平成30年１月18日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４８号
愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲2428―２　看護師宿舎210号、住民票上の住所愛媛県松山市北条802番地２
破産者　田中　昭美
1　破産債権の届出期間　平成30年２月28日まで
2　一般調査期日　平成30年４月20日午前11時
平成30年１月19日
松山地方裁判所宇和島支部

平成２９年（フ）第４１６号
熊本市中央区黒髪６丁目11番23号　レジデンス津田102
破産者　藤本　知久
1　破産債権の届出期間　平成30年２月28日まで
2　一般調査期日　平成30年３月28日午前11時
平成30年１月18日
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第８６号
山形県米沢市駅前２丁目４―20
破産者　有限会社ウィン
1　破産債権の届出期間　平成30年３月５日まで
2　一般調査期日　平成30年４月26日午前10時30分
平成30年１月19日　山形地方裁判所米沢支部

平成２９年（フ）第４４号
滋賀県甲賀市水口町元町２番12号、開始時の住所滋賀県甲賀市土山町南土山甲111番地18
破産者　安井　治郎
1　破産債権の届出期間　平成30年３月５日まで
2　一般調査期日　平成30年３月30日午前10時
平成30年１月19日　　大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第８６４号
京都市山科区椥辻番所ケ口町１番地19、前住所京都府綴喜郡井手町大字井手小字段ノ下63番地の９
破産者　小長谷　寛
1　破産債権の届出期間　平成30年３月14日まで
2　一般調査期日　平成30年４月23日午前10時30分
平成30年１月19日
京都地方裁判所第５民事部破産係

債権者集会等の期日

平成２９年（フ）第５７６４号
東京都板橋区徳丸７丁目１―１―306
破産者　片桐　正道
財産状況報告集会・債権調査・計算報告の期日
平成30年２月20日午後１時30分
平成30年１月16日
東京地方裁判所民事第20部

特別清算終結

平成２９年（ヒ）第２０８１号
東京都中央区京橋２丁目８番21号―５階
清算株式会社　株式会社岡邊食品
1　決定年月日　平成30年１月17日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２９年（ヒ）第１４号
東京都町田市忠生１丁目９番20号
清算株式会社　フォンテーヌ株式会社
代表清算人　鈴木　雅治
1　決定年月日　平成30年１月17日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（ヒ）第１００３号
神戸市東灘区御影中町３丁目１番18号
清算株式会社　株式会社プリンセス
1　決定年月日　平成30年１月15日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
神戸地方裁判所第３民事部

特別清算協定認可

平成２９年（ヒ）第１号
北海道目梨郡羅臼町共栄町３番地２
清算株式会社　イチオカ株式会社
代表清算人　市岡　俊一
1　決定年月日　平成30年１月17日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　清算株式会社は、別紙記載の協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、清算株式会社が有する現預金から必要な費用（清算結了までに発生する一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権の弁済に必要な金額。以下同じ。）を控除した残額を、各協定債権額に応じて按分して弁済する。
2　各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
3　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
以上
釧路地方裁判所根室支部

再生計画認可

平成２９年（再）第１９号
東京都目黒区東山２丁目３番２号
再生債務者　株式会社ＣＯＤＥ．９
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成30年１月17日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続終結

平成２８年（再）第１２号
神奈川県相模原市中央区相模原６丁目１番５号　ＩＺＡＷＡビル３Ｆ
再生債務者　株式会社リペアワークス
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画の遂行
平成30年１月16日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続廃止及び保全管理命令

平成２９年（再）第１５号
山梨県南巨摩郡身延町波木井135番地
再生債務者　近藤工業株式会社
1　主文　本件再生手続を廃止する。
再生債務者について保全管理人による管理を命ずる。
2　保全管理人　東京都千代田区丸の内１丁目８番２号　鉄鋼ビルディング３階　石本哲敏法律事務所　弁護士　石本　哲敏
3　廃止の理由の要旨　本件再生手続には民事再生法191条３号に定める事由がある。
平成30年１月16日
東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２９年（再イ）第８３号
神奈川県小田原市前川730番地の３
再生債務者　松永　美紀（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成30年１月12日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年２月２日まで
4　一般異議申述期間　平成30年２月16日から平成30年２月23日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係